

法務省人試第106号
平成26年4月22日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山 中 理 司 様

法務大臣 谷 垣 穎



平成26年4月4日受付第7号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

平成元年度から平成13年度までの間の、司法試験第二次試験論文式試験における出題の趣旨

2 不開示とした理由

当該対象文書は、行政文書として作成又は取得しておらず、保有していない。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等：法務省大臣官房人事課司法試験予備試験係
03-3580-4111（内線2131）